



## 税金 3月31日までに手続きを 自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

自動車税は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税される税金です。次の場合は、3月31日(水)までに運輸支局で手続きを済ませてください。

- ▼**手続きが必要な場合**
  - ・住所・氏名を変更した場合
  - ・自動車を売ったり、下取りに出した場合
  - ・自動車を廃車した場合
- ▼**手続きを済ませないと**
  - ・転居先に納税通知書が届かなかつたり、既に使用していない

自動車の税金を納めることとなるなど、トラブルの原因となります。自動車の売買や譲渡など登録内容に変更があったときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。

- ・手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。
- ▼**その他**
  - ・一時的に住所を変更する場合は、「ぐんま電子申請受付サービス」で一時的に納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

軽自動車、バイクには軽自動車税がかかります。軽自動車税については、役場財務課税務室へお問合せください。

- ▼**問合せ先**
  - ・自動車税について：自動車税事務室 ☎027・263・4343
  - ・3県税事務所または行政県税事務所
  - ・登録について：関東運輸局群馬運輸支局 ☎050・5540・2021

## 税金 平成22年度 縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

平成22年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

### 縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

- ▼**期間** 4月1日(木)～30日(金) ※土・日曜日、祝日を除く
- ▼**時間** 午前8時30分～午後5時15分
- ▼**場所** 役場財務課税務室
- ▼**内容** 町内の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿の縦覧(所有者の住所や氏名など個人情報には記載されていません)
- ▼**縦覧できる人** 納税者、納税者の委任を受けた人
- ▼**持参するもの** 印鑑、委任を受けた人は委任状が必要

本人の資産が記載された部分を確認するために行います。課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

- ▼**期間** 4月1日(木)～平成23年3月31日(木) ※土・日曜日、祝日を除く
- ▼**時間** 午前8時30分～午後5時15分
- ▼**場所** 役場財務課税務室
- ▼**内容** 固定資産の価格と税額を記載した課税台帳の閲覧
- ▼**閲覧できる人** 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人など、これらの人から委任を受けた人
- ▼**持参するもの** 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書
- ▼**手数料** 300円(縦覧期間の4月1日～30日は無料)
- ▼**問合せ先** 役場財務課税務室 ☎54・3111(内線136)

### 課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に





## 伝統

宝くじ助成事業を活用

### 伝統芸能の継承

実施内容は、次のとおりです。

町内の3つの自治会では、古くから地域に根ざした伝統芸能を後世へ継承するため、(財)群馬県市町村振興協会が行っている市町村振興宝くじ(通称サマージャンボ宝くじ)による「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成を受け、新たな太鼓購入および既存山車の修繕を実施しました。

〔陣場自治会〕

長胴太鼓および附属品等購入

〔大久保寺下自治会〕

山車車輪の補強および補修

〔大久保寺上自治会〕

山車屋根および車輪の補強・補修

## 農業

期限内に申請を

### 農振除外申請の受付開始

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。町の農地の大部分は農業振興地域に指定されています。しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限り農用地区域からの計画変更(除外・編入)をすることが認められています。町では、年1回4

月に受付けていますので期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外することはできません。また、過去に除外をされ、現在農地転用をされていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても受理できないことがあります。

▼申請期間

4月1日(木)～30日(金)

※土・日曜日、祝日を除く

※受付期間外の申請は、受理できません

▼受付時間

午前8時30分～午後5時15分

▼受付・問合せ先

役場産業建設課産業振興室

☎54・3111(内線167)

## 宣言

飲酒運転撲滅に向けて

### 宣言塔を設置

町では、平成19年9月に議会の同意を得て、飲酒運転ゼロを目指し、「飲酒運転は絶対にしてない。許さない。」という交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体とも連携を強化し、町民と一体となって飲酒運転撲滅に向けて、全力を挙げて取り組むことを宣言しました。

そして、昨年8月に啓発活動の一環として、役場西駐車場に「飲酒運転撲滅宣言の町」宣言塔を設置、今回、さらなる飲酒運転の撲滅を目指し、本年2月に2本目の宣言塔を吉岡バイパス沿いに設置しました。

